

環境対策支援補助金交付要綱細則

- この細則は、環境対策支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条の規定に基づき、環境対策支援補助金の交付に関し、必要な事項を定める。
- 交付要綱第4条に定める関係自治体等との協議とは、次の表の左欄に掲げる活動地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる関係自治体等との協議とし、その選定基準は、同表の右欄に掲げる団体選定基準とする。ただし、同表に掲げる関係自治体等が必要と認める場合は、当該活動地域外を協議することができる。

活動地域	関係自治体等	団体選定基準
筑後川流域	筑後川河川事務所	団体の所在地が筑後川流域の市町村にあり、筑後川流域で補助対象となる活動を行う団体
有明海	福岡県・佐賀県	団体の所在地が福岡県又は佐賀県にあり、有明海で補助対象となる活動を行う団体
大山ダム集水区域または同ダム直下河川支流地域	日田市	団体の所在地が日田市内にあり、大山ダム集水区域または同ダム直下河川支流地域で補助対象となる活動を行う団体
寺内ダム・江川ダム集水区域または同ダム直下河川支流地域	朝倉市	団体の所在地が朝倉市内にあり、寺内ダム・江川ダム集水区域または同ダム直下河川支流地域で補助対象となる活動を行う団体
合所ダム集水区域または同ダム直下河川支流地域	うきは市	団体の所在地がうきは市内にあり、合所ダム集水区域または同ダム直下河川支流地域で補助対象となる活動を行う団体

- 交付要綱第5条に定める補助申請があった場合は、事前評価を行うものとする。
 - 交付要綱第6条に定める補助金は、4月から翌年3月までの活動に要する経費とし、直接的な経費とは、別紙「補助対象経費」に定めるところによる。
 - (1) 補助金の額は、交付要綱第6条の別表に定める区分により算出した額（以下「基本額」という。）と補助金申請額のいずれか小さい額とし、この場合、基本額は千の位を四捨五入し万円単位とする。
(2) 交付要綱第6条の別表に定める活動の種類は、活動計画書等に基づいて決定する。
(3) 交付要綱第6条の別表の備考-2に定める補助限度額の増額は、事前評価及び前年度の事後評価の評価結果が著しく高い場合にすることができるものとする。ただし、交付要綱第6条第1項に定める予算の範囲内で、かつ補助金申請額を上限とする。
(4) 事前評価及び事後評価の評価基準及び評価方法は、事務局長が別に定める。
(5) 補助金の総額が、予算の範囲を超える場合は、申請があった団体で超えた額を一律に減額調整することができる。この場合、各団体の補助金の額を百の位を四捨五入し千円単位とする。
- 交付要綱第9条に定める適正な請求書を受領したときは、その日から10日以内に、補助金を支払うものとする。

- 7 交付要綱第17条第2項に定める交付額の反映は、事前評価及び前年度の事後評価の評価結果が著しく低い場合に、補助限度額を減額することにより行うものとする。ただし、前年度の改善指導等により環境保全活動等の改善があった場合を除く。
- 8 (1) 補助金の交付決定を受けた団体は、補助の対象となる環境保全活動で作成するポスター・チラシ等に、福岡都市圏広域行政事業組合「流域連携基金事業」の助成を受けていることを明記する。
- (2) 交付要綱第11条に定める実績報告にあたっては、前記で作成したポスター・チラシ等を添付するとともに、活動の状況が分かる資料及び活動状況を撮影した写真データを提出する。
- (3) 交付要綱第11条第2号に定める活動収支報告書は、補助の対象となる環境保全活動について、収支決算を活動収支計画書の項目に従い記載するとともに領収書の写しを提出する。

附 則

この要綱細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱細則の施行の際、現にこの要綱細則による改正前の規定に基づき補助金を交付した団体については、従前の例による。

附 則

この要綱細則は、平成30年2月1日から施行する。

別紙

補助対象経費

(収入)

科目	内 訳
自己資金	団体会費収入等
参加費	補助対象活動参加者の参加費、昼食代等
事業収入	当該活動による収入
その他の資金	当該活動に対する企業、他機関等の協賛金、助成金等
環境対策支援補助金	収支計画の時点は申請額、収支報告の時点は補助金額

(支出)

科目	内 訳
人件費(謝礼金)	外部協力者や作業補助者等への謝礼金 ただし、活動団体職員への賃金等は補助対象外
旅費	事前打ち合せや活動の実施に必要な交通費
印刷消耗品費	チラシ・ポスターや配布資料等の作成費 活動の実施に必要な消耗品の購入費
被服費	活動で使用する作業着・帽子・長靴等の制作費・購入費
食糧費	活動の実施に必要な食事代、弁当代、茶菓子等 ただし、打ち上げや懇親会等の飲食代は補助対象外
役務費	郵便料金、物品等の運搬費、活動実施のための保険料等
委託料	活動の実施にあたり必要不可欠な業務委託料
使用料及び賃借料	活動で使用する車両や会場の借上料
備品購入	活動の実施にあたり必要不可欠な備品・機械器具等の購入費
その他	上記項目に該当しない活動の実施に必要な経費